

ID: 478

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	料金、手数料等の減免		
例規名 根拠条項	名寄市水道事業給水条例 第27条		
例規番号	平成18年条例第204号		
<p>【根拠条文】 (料金、手数料等の軽減又は免除) 第27条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市水道事業給水条例施行規程第13条の規定による。 (料金等の減免) 第13条 条例第27条に規定するその他特別の理由とは、次の場合をいう。 (1) 料金の算定基礎である使用水量が明らかに異常であると認めるとき。 (2) 修理が特に遅延したとき。 (3) 市が試験等のため長時間放水したとき。 (4) 官公庁、学校その他公共的団体等で手数料を減免する相当の理由があると認めるとき。 (5) 前各号のほか、公益上その他特に減免することが適当と認めるとき。 2 条例第27条の規定により料金等の減免を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。 3 料金等を減免する場合の額は、その都度管理者が定める。</p> <p>「異常水量による場合は、異常水量認定基準に関する取扱要領による。」</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日